

朝日新聞記事

## 振り返ればあの時だ 50代で石綿由来の中皮腫になった男性の願い

南日慶子 2025年12月17日 19時03分



B!

list 0



根岸良昌さん。エアコンの設置工事で天井や壁に穴を開けていたという=2025年11月28日、東京都町田市、南日慶子撮影

数十年を経て発症に至ることが多いアスベスト（石綿）の健康被害。2006年に製造や使用は全面禁止されてもなお、新たな被害が生まれている。

電気設備工事の仕事ではしごをのぼっていたときだった。いきなり息苦しさを感じた。

22年のこと。東京都町田市の根岸良昌さん（53）は年明けから調子の悪さを感じてはいたが、体育大で鍛えた自身の体の大きな異変に、近所の内科を受診。X線を撮ったところ、肺が真っ白だったという。3月に入院して精密検査。右肺の中皮腫が判明した。医師からはこう告げられた。「原因はアスベストしか考えられません」

思い当たる節はあった。大学卒業後、スポーツジム勤務などを経て、08年から本格的にエアコンの設置工事に従事。エアコンを店舗の天井、家庭の壁に設置するため、石膏（せっこう）ボードや断熱材、砂壁などをドリルで削った。顔の周りに粉が舞った。

だが、当時は防塵（ぼうじん）マスクもめがねも着けていなかった。振り返れば、そこに「アスベストが入っていたんじゃないか」。

抗がん剤治療の後、22年8月に手術を受けた。健康被害を受けた当事者や家族を支援する「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」に相談し、23年8月、労災認定を受けた。

今も治療を続けながら、個人事業主として電気設備工事業の仕事が続いている。23年には、アスベストの工事や事前調査ができるように講習を受けた。潜伏期間が長いアスベストの怖さは、吸った瞬間にはわからない。根岸さんは「自分の身を守るためには必ず対策をしてほしい」

安価な建材として、耐火や保温の目的で使われたアスベスト。国土交通省の調査によると、アスベストが使われているとみられる1956～89年に建てられた民間の建物（1千平方メートル以上）は24年3月時点で約26万棟。今後、解体工事がピークを迎える。

### 新たな被害を生まぬ対策も

解体や改修工事では、アスベストの事前調査が義務づけられているが、調査が不十分なまま解体工事が行われているといった指摘もあり、新たに被害が生まれる可能性がある。国は20年、法令を改正。23年から有資格者による事前調査が義務づけられた。26年1月からはボイラーなどの工作物も対象となる。

健康被害をめぐっては、21年の最高裁判決を受け、国は建築業務に携わった労働者に基金をつくり、給付金を支給している。ただ、対象は04年9月30日までに一定の屋内作業場で行われた建設業務に限定されている。根岸さんは対象外になるという。

また、給付金制度では、建材メーカーは基金に拠出しておらず、メーカーの責任を問う集団訴訟が全国で相次いだ。25年8月に東京高裁や大阪高裁で和解が成立。早期解決に向け、各地で和解の動きが出ている。



厚生労働省や民間団体は18～19日に電話相談を受け付ける。連絡先は以下の通り。

【厚労省】03・3595・3402 午前10時～午後5時

【中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会】0120・117・554 午前10時～午後7時

【建設アスベスト訴訟全国弁護団】0120・793・148 平日に常設 午前10時～午後5時

※労災認定された事業場の一覧は、厚労省のウェブサイト（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_67011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67011.html)）に掲載されている。